

# 海老名市教育委員会

(令和元年 10月 臨時会議事日程)

日時 令和元年10月10日(木)

午後1時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

日程第 1 議案第 27 号 令和元年度末県費負担教職員人事異動方針について



議案第27号

令和元年度末県費負担教職員人事異動方針について

別紙のとおり、令和元年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

令和元年10月10日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

令和元年度末県費負担教職員人事異動にあたり、その方針を定めたいため



令和元年10月10日  
臨時教育委員会  
就学支援課

## 令和元年度末 県費負担教職員人事異動方針について

海老名市教育委員会

### I 人事異動方針

#### <神奈川県方針>

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事の交流を行うこと。

#### <海老名市方針>

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

## II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「2」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 効率退職・再任用については、充分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

## 神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

## 令和元年度末 県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項

R1.9.30

神奈川県公立学校教職員人事異動方針（昭和38年1月17日教育委員会議決）を基盤とし県費負担教職員人事異動実施要綱を受け、県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項を次のように定める。

- 1 教職員の人事異動を適正かつ円滑に行うため、管内5市1町1村の教育委員会の積極的な理解と協力を得、関係機関相互の連携強化を図る。
- 2 管内5市1町1村の教職員構成及び児童・生徒の増減を踏まえ、将来的な展望に基づく教職員の人事異動を推進する。
- 3 教職員の適正配置に向けて、特に次の事項について継続的・積極的に取り組みを行う。

### ① 教職員の適正な配置

異動に際しては、性別、年齢、資格、勤続年数等から見て、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮すること。

また、学校管理職等に教職員の過欠状況を含めた人事上の課題についての理解を深め、教職員の適正な配置について協力を得る。

### ② 管内市町村間人事異動【広域人事異動の推進】

管内各市町村間での人事異動に関しては、管外異動と同じく、教育事務所長並びに受け入れ先の教育委員会・教育長等の面接を経た上で行う。

### ③ 校種間異動の推進

小・中学校の校種を超えた異動については、小中一貫教育による教育的効果向上の面からも積極的に行う。

また、県立学校との校種間人事を積極的に受け入れ、小・中・高等・特別支援学校教育の連携強化に努める。

### ④ 管内市町村間人事交流

管内の教職員人材育成、学校教育の活性化の観点から、市町村をまたいだ人事交流について、県央教育事務所管内小・中学校教員人事交流実施要領に基づき、人事交流を推進する。

### ⑤ 新規採用

教員の新規採用に当たっては、管内5市1町1村教委と連携を図り、当該学校及びその地域の教職員構成を検討し、清新な気風を導入するよう配慮する。